

京都企業中国市場開拓支援補助金 募集要領

- * 申請受付期間 * 平成24年7月17日(火) ~ 8月16日(木)
(受付時間: 上記期間中の平日の午前9時~正午、午後1時~午後5時)
- * 申請書の提出先 (公財) 京都産業21 市場開拓グループ
及び問合せ先 * 電話075-315-8590 FAX075-323-5211
E-mail market@ki21.jp

公益財団法人京都産業21

1 事業目的

本事業は、京都府の補助金を受けて実施するもので、中国市場への販路開拓を行おうとしている府内中小企業に対し、自社製品や技術をPRする経費の一部を補助し、新たな市場開拓の取り組みを支援しようとするものです。

1 対象となる企業

京都府内に事業所を有し、中国市場に販路開拓や事業提携を行おうとする中小企業者が対象です。

※中小企業者として、本補助事業の対象となる会社及び個人

主たる事業として営んでい る業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 次のいずれかに該当する時は対象となりません。

- ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該当事者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相

手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に公益財団法人京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかった

(注2) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注3) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注4) 以下の項目に該当する中小企業は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人。
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人。
- ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社。
 - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（公益財団法人京都産業21等）と基本約定書を締結した者。（特定VC）
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合。

2 対象となる事業

中国市場への販路開拓を行おうとしている中小企業に対し、自社の製品、技術、強み等をPRする経費の一部を補助する。

(1) 広報物作成費

中国向けパンフレット、カタログ、ホームページ、デジタルコンテンツ等作成費用
（翻訳料等必要経費を含む）

(2) 広告宣伝費

中国国内での新聞、雑誌、インターネット等広告掲載費用（制作費を含む）

3 申請金額の下限

申請出来るのは補助対象経費が20万円以上の事業です。

4 補助金率及び補助金額

補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、1対象者につき50万円以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

- ① 補助対象は、申請事業の実施に直接必要な経費で、補助金の交付決定の日以降に着手した事業に要した経費です。
- ② 補助金の交付を受けて行う事業の期間は、補助金の交付決定日から平成25年2月28日（木）までです。（補助対象経費の支払いも、平成25年2月28日（木）までに完了することが必要です。）

5 交付申請書等は、平成24年8月16日（木）までに申請書提出先へ持参してください（必着）。

- ① 以下の書類を原本（押印したもの）1部提出してください。

交付申請書（様式第1号）
交付申請額（様式第1号別紙1）
申請者の概要（様式第1号別紙2）
補助事業収支予算（様式第1号別紙3）
府税の納税証明書（府税について滞納が無いことの証明書）
事業計画書

- ② 交付申請書等の様式は、（公財）京都産業21のホームページからダウンロードできます。また、申請書提出先窓口でも交付申請書等の様式を配布します。

6 提出いただいた申請書は、審査会において、申請内容の評価・審査を行い、平成24年9月中頃に文書により各申請者に審査結果を通知する予定です。

※ 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。

7 補助金事業の完了及び補助金の支払いについて

事業終了後、7日以内に事業完了報告（様式第3号、第3号別紙2）を提出して下さい。

事業完了報告の提出があった場合はすみやかに完了検査を行い、検査に合格したものについて補助金をお支払いします。

補助金の支払いは、精算払いとします。（支払時期 平成25年3月頃（予定）。事業が早期に終了した場合は終了時期に応じ支払いを行います。）